

分別収集計画

平成22年7月

有田町

有田町分別収集計画

平成 22 年 7 月 1 日

1 計画策定の意義

環境負荷を低減するとともに、一般廃棄物の減量化、資源化を推進することにより循環型社会の構築が必要である。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、生活環境の保全等を履行していくことが重要である。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「法」という)第8条に基づいて容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の減量化を推進するとともに、最終処分場の延命化が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ ごみの排出抑制、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・ すべての関係者が一体となった取組みによる環境負荷の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は平成 23 年 4 月を始期とする 5 年間とし、3 年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他)、飲料用紙製容器、段ボール製容器、その他の紙製容器包装、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装(白色トレイ含む。)を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)

	平成 23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
容器包装廃棄物	954 t	950 t	946 t	942 t	938 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制のため以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、町民、事業者、再生事業者がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

分別収集の実施に当たり、環境リサイクリング事業の一部地区での実施及び広報紙による周知や地区説明会を行い町民、事業者のごみ処理に対する意識を改める。

また、クリーン推進員を各区に設置し、町民の適正な分別排出を推進する。

・環境リサイクリング事業の実施

段ボール製容器、飲料用紙製容器、その他の紙製容器包装等を地区公民館及び防災広場で毎月1回回収を行い、分別の徹底によるごみの減量化及びリサイクル率の向上を図る。

・環境教育、啓発活動の充実

ごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、町民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の状況についての情報を提供し認識を深めてもらう。

さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分
(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、有田町が有する選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	飲料用缶	資源物
主として ガラス製の容器 ┌ 無色のガラス製容器 ├ 茶色のガラス製容器 └ その他の色のガラス製容器	ガラスびん	
主として、紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原料としてアルミニウムが利用されている物を除く）	紙パック	
主として段ボール製の容器	段ボール	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙製容器包装	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	ペットボトル	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装 (白色トレイ含む)	

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

	平成 23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
主としてスチール製の容器	20.4t		20.3t		20.2t		20.2t		20.1t	
主としてアルミ製の容器	20.2t		20.1t		20.0t		20.0t		19.9t	
無色のガラス製容器	(合計) 10.6t		(合計) 10.5t		(合計) 10.5t		(合計) 10.4t		(合計) 10.4t	
	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)
	10.6t	0.0t	10.5t	0.0t	10.5t	0.0t	10.4t	0.0t	10.4t	0.0t
茶色のガラス製容器	(合計) 21.1t		(合計) 21.0t		(合計) 20.9t		(合計) 20.8t		(合計) 20.8t	
	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)
	21.1t	0.0t	21.0t	0.0t	20.9t	0.0t	20.8t	0.0t	20.8t	0.0t
その他のガラス製容器	(合計) 10.0t		(合計) 9.9t		(合計) 9.9t		(合計) 9.8t		(合計) 9.8t	
	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)
	10.0t	0.0t	9.9t	0.0t	9.9t	0.0t	9.8t	0.0t	9.8t	0.0t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	1.0t		1.0t		1.0t		1.0t		1.0t	
主として段ボール製の容器	59.4t		59.2t		58.9t		58.7t		58.5t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 10.6t		(合計) 10.5t		(合計) 10.4t		(合計) 10.2t		(合計) 10.0t	
	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)
	0.0t	10.6t	0.0t	10.5t	0.0t	10.4t	0.0t	10.2t	0.0t	10.0t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 35.5t		(合計) 35.3t		(合計) 35.2t		(合計) 35.0t		(合計) 34.9t	
	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)
	10.0t	25.5t	10.0t	25.3t	10.0t	25.2t	10.0t	25.0t	10.0t	34.9t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 147.7t		(合計) 147.1t		(合計) 146.4t		(合計) 145.8t		(合計) 145.2t	
	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)	(引渡 lượng)	(独自処理量)
	147.7t	0.0t	147.1t	0.0t	146.4t	0.0t	145.8t	0.0t	145.2t	0.0t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{平成21年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

また、人口変動率は、有田町総合計画の人口推計を基に設定した。

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
21,025人 (対前年度比)	20,937人 (対前年度比)	20,849人 (対前年度比)	20,761人 (対前年度比)	20,674人 (対前年度比)
99.58%	99.58%	99.58%	99.58%	99.58%

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	資源物	町委託業者による指定日回収	有田町
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器			
	茶色のガラス製容器			
	その他の色のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器			
	段ボール製容器	段ボール		
	その他の紙製容器包装	紙製容器包装		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	町委託業者による指定日回収	有田町
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	町委託業者による指定日回収	有田町 民間業者

なお、現在、地区団体及び学校関係による集団回収が進んでいる飲料用紙製容器及び紙製容器等については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

缶・ガラスびん・ペットボトルについては、現在有田町リサイクルプラザで分別、圧縮、保管している。段ボール製容器、飲料用紙製容器、その他の紙製容器については、有田町クリーンセンターで保管している。その他のプラスチック製容器包装の分別収集を実施しているが、リサイクルプラザの増設・改善が必要となり財政的な課題が残るため、民間業者へ委託している。

分別収集の用に供する施設整備計画

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	資源物	町指定袋	2tパッカー車	有田町 リサイク ルプラザ (選別・圧 縮・梱包 施設)
アルミ製容器				
無色のガラス製 容器				
茶色のガラス製 容器				
その他の色のガラ ス製容器				
段ボール製容器	段ボール	縛る	直接搬入	有田町ク リーンセ ンター(紙 類ストッ クヤード 保管)
飲料用紙製容器	紙パック			
その他の紙製容器 包装	紙製容器包装			
ペットボトル	ペットボトル	町指定袋	2tダンプ 車・軽トラ ック	有田町 リサイク ルプラザ
その他のプラスチ ック製容器包装	プラスチック 製容器包装	町指定袋	2tダンプ 車・軽トラ ック	民間業者

施設概要

- ・有田町リサイクルプラザ

取扱品目 スチール製容器、アルミ製容器、無色のガラス製容器、茶色のガラス製容器、その他の色のガラス製容器、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装

処理能力 12 t / 日

処理方法 選別、圧縮、梱包

- ・有田町クリーンセンター(紙類ストックヤード)

取扱品目 段ボール、飲料用紙製容器、その他の紙製容器包装

保管面積 160 m²

処理方法 保管

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

- ・毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。